

船舶事故調査報告書

令和3年2月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（棧橋）
発生日時	令和2年6月12日 15時10分ごろ
発生場所	千葉県千葉港千葉第4区 袖ヶ浦東京ガス西シーバース灯から真方位166° 1.0海里付近 （概位 北緯35° 27.4′ 東経139° 58.1′）
事故の概要	貨物船菱幸丸は、着棧作業中、棧橋に衝突した。
事故調査の経過	令和2年8月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 菱幸丸、749トン
船舶番号、船舶所有者等	142710、石峰海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船尾部外板に凹損等 棧橋 上部コンクリートに剥離
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.5m 千葉県袖ヶ浦市には、令和2年6月10日04時23分に強風及び波浪注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、船長が、南風6～8m/sの状況下、乗組員が船首尾に配置され、船首を南東に向け、左舷着けで着棧作業中、船長が、右舷錨を投下して船体を棧橋にほぼ直角に向けて接近していたところ、左舷船尾部が棧橋に圧流されたので、主機を前進運転として左舵一杯としたものの、左舷船尾部が棧橋に衝突した。 船長は、北西方に延びている棧橋に向かう南風の圧流が強かったので、錨を投下する前に着棧作業を中止するべきであったと本事故後に思った。
分析	本船は、強風及び波浪注意報が発表され、風力4の南風が吹く状況下、船長が、北西方に延びている棧橋に左舷着けで着棧作業を行ったことから、右錨の投下及び機関を使用したものの、風に圧流され、棧橋に左舷船尾部が衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、強風及び波浪注意報が発表され、風力4の南風が吹く状況下、船長が、北西方に延びている棧橋に左舷着けで着棧作業を行ったため、右錨の投下及び機関を使用したものの、棧橋に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 強風及び波浪注意報が発表され、岸壁等に圧流される風浪が強い場合、着岸等を中止することが望ましい。</li><li>・ どうしても着岸しなければならない場合には、船尾の圧流を考慮し、タグボート等の援助を要請することが望ましい。</li></ul> |
|--|--|